

電子帳簿保存法の改正と 経理業務の対応

税務セミナー

令和3年度の税制改正によって、令和4年1月より電子帳簿保存法が抜本的に改正されます。本セミナーでは改正後の法令要件や、事業者求められる経理処理等の対応について解説いたします。この機会に是非お越しください。

講座内容

- ・電子帳簿保存の概要について
- ・電子帳簿保存法の改正について
- ・経理業務等の実務対応について

日時 令和4年1月27日(木)
15:15~16:45

場所 駅前交流プラザよろーな

講師 朝日税理士法人
税理士 加藤 一博 氏

対象 個人事業主、企業経理担当者、創業者または
創業間もない方、等

受講料 無 料

お申込 下記申込書にご記入いただき、FAX等で
令和4年1月21日(金)までにお申込みください。
(TEL) 01654-3-3155 (FAX) 01654-2-0571
メール:nayocci@hokkai.or.jp

電子帳簿保存法とは、原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で、電子データによる保存を可能とし、また電子データとして受け取った取引情報の保存義務などを定めた法律です。



主催：名寄商工会議所・中小企業相談所 共催：(公社)名寄地方法人会名寄支部・名寄青色申告会

「電子帳簿保存法の改正と経理業務の対応」申込書

事業所	TEL	() -
	FAX	() -
住所		
参加者名	参加者名	

お申込いただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。